

(平成23年11月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	123 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	106 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	42 件
国民年金関係	24 件
厚生年金関係	18 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年2月から43年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年2月から43年1月まで
② 昭和43年4月から44年3月まで

私は、昭和41年2月に厚生年金保険適用事業所を退職し、区役所出張所で国民年金の再加入手続を行い、3か月ごとに国民年金手帳に印紙を貼付して国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立人が当時居住していた区では、出張所で国民年金の加入手続受付業務及び印紙検認による現年度保険料の収納業務が行われていたこと、申立人の国民年金手帳記号番号払出管理簿の記載から申立人の国民年金被保険者台帳は当該期間直前の昭和41年1月に上記の区を管轄する社会保険事務所（当時）に移管されていたものと考えられること、当該期間前の厚生年金保険被保険者資格を取得する前の39年4月並びに当該期間直後の43年2月及び同年3月の保険料は第1回特例納付により納付されていることが上記の台帳で確認でき、特例納付による納付は、先に経過した保険料未納期間から順次行うものとされていたことから、当該期間は納付済期間であったと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、戸籍の附票には申立人が当該期間当初の昭和43年5月に上記の区から他の市に転出している旨の記載があるが、上記の台帳には当該市に台帳が移管されたことを示す記載が無く、申立人は当該市に居住した記憶は無いと説明していることから、申立人は、当該期間当時、上記の区又は当該市で保険料の納付を行うことができなかつたものと考えられるなど、申立人が当該期間の保

険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 2 月から 43 年 1 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年2月から51年3月まで
② 昭和54年10月から同年12月まで

私の伯母は、私が20歳の時に私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。私が、昭和49年10月に結婚した後も妻が51年11月に会社を退職するまでは伯母が保険料を納付してくれていたと思う。その後は妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和51年11月頃に払い出されており、申立人は、当該期間を除き51年4月から厚生年金保険に加入する前月の平成2年3月までの期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻は、昭和51年11月以降の国民年金加入期間の保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の伯母が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料の納付を行ったとする伯母から当時の納付状況等を聴取することが困難なため、当時の状況が不明であること、上記手帳記号番号払出時点では、昭和49年9月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、伯母から遡って保険料を納付したと聞いたことはないと説明していること、申立人は、現在所持する上記手帳記号番号が記載された年金手帳及び厚生年金保険の手帳記号番号が記載された年金手帳以外に年金手帳を所持した記憶は無いと説明しており、当該期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が

払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の伯母が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から51年3月まで

私は、昭和53年6月頃に家業の店に来た社会保険事務所(当時)職員に、国民年金への加入と20歳まで遡って国民年金保険料を特例納付することを勧められた。当時、店の経理業務を任せていた会計士に相談し、会計士にも特例納付を勧められたため、保険料を特例納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年頃に家業を継ぎ、父が亡くなった直後の53年6月頃に国民年金に加入し、20歳時まで遡って国民年金保険料を納付したと説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は、第3回特例納付実施期間直前の53年6月に払い出されていること、申立人は、当該払出時点で申立期間直後の51年4月まで遡って保険料を過年度納付し、その後の保険料を全て納付していること、当時申立人と同居していた申立人の姉は、申立人が保険料を特例納付すると聞いたため、自身も国民年金に任意加入したと説明しており、53年6月15日の任意加入により被保険者資格を取得し、60歳に到達するまで保険料を全て納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から61年3月まで

私は、私と元夫の国民年金の加入手続を一緒に行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の元夫の保険料は納付済みと記録されているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は元夫と連番で昭和56年7月に払い出されており、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であり、申立人が自身の保険料と一緒に納付していたと説明している元夫の申立期間の保険料は納付済みと記録されているほか、夫婦の保険料の納付月が確認できる62年10月から元夫と別居したとする平成3年1月までの期間は、1か月及び免除期間を除き保険料の納付月が同一月であることが確認できる。

また、申立人が納付したとする申立期間の保険料額は、当該期間の保険料額とおおむね一致しているほか、申立人は子供の出生を契機として自身と元夫の二人分の保険料を納付し始めたと説明しており、申立人の子は申立期間直前の昭和58年*月に出生していることが戸籍で確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年1月から8年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月から3年2月まで
② 平成7年1月から8年5月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。また、私は申立期間②の保険料を結婚後にまとめて一度に納付した。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は17か月と比較的短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成8年6月に払い出されており、申立人の婚姻後の氏名及び国民年金被保険者資格の種別変更は同年7月に処理されていることがオンライン記録で確認でき、この払出時点及び変更手続時点では、当該期間の保険料は過年度納付及び現年度納付することが可能であったほか、申立人は婚姻時に持参していた所持金の一部で当該期間の保険料をまとめて一度に納付したと説明しており、申立人が所持している預金通帳で婚姻時の同年6月に50万円を出金していることが確認でき、当該金額の一部で当該期間の保険料を納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間後の平成8年6月に払い出されており、この払出時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は上記の年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、当該期間当時に申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年1月から8年5月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から53年3月まで

私と元妻は、昭和48年11月頃に夫婦二人の国民年金の再加入手続を行い、元妻は夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の元妻の保険料は納付済みであるのに、私の保険料だけ未納とされていることはないはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和51年4月から53年3月までの期間については、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の元妻は当該期間の保険料が納付済みであるほか、申立人及びその元妻の国民年金手帳の記号番号は45年8月頃に連番で払い出されており、申立人及びその元妻は当該期間直後の53年4月から54年3月までの期間の保険料は夫婦一緒に納付していることが申立人及びその元妻の居住していた市の国民年金被保険者名簿で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和49年4月から51年3月までの期間については、申立人の元妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の元妻は、当該期間の保険料が未納であるなど、申立人の元妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和40年4月から41年3月まで

私が20歳の時、当時住み込みで働いていた職場の親方が私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。また、昭和41年11月に実家に戻った後に、町役場の職員から保険料が未納になっていると言われたので、申立期間②の保険料を遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、12か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和37年2月頃に払い出されており、当該払出時点では、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であったこと、申立人は、41年11月に住民票を移した町役場の職員から保険料が未納であることを指摘されたと説明しており、当該住民票異動時点では、当該期間の保険料は過年度納付することができることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人は、当該期間当時住み込みで働いていた職場の親方が給料から保険料を天引きし納付してくれていたと説明しているが、親方が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、親方から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であること、上記の住民票異動時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 9 月

私の夫は、私たち夫婦が日本に帰化した直後の平成 13 年 10 月 29 日に夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、申立期間を含む夫婦二人の国民年金保険料を一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、オンライン記録によると、平成 13 年 10 月 29 日に夫婦連番で付番されていることが確認でき、申立期間の国民年金保険料は、当該付番の時点においては、納付することは可能であり、また、申立期間は、1 か月と短期間である上、申立期間以降の保険料は全て納付済みである。

さらに、申立人の夫は、「妻の保険料は、自身の保険料と一緒に、全て私が納付した。」と述べており、申立人の夫の申立期間の保険料は、オンライン記録によると、平成 13 年 10 月 16 日を収納日として同年 11 月 1 日に記録が追加されたことにより納付済みとなっていることが確認できる。また、申立人の夫の申立期間直後における 11 年 10 月の保険料は、オンライン記録によると、13 年 11 月 2 日付けで申立期間に係る保険料を充当したことにより納付済みとされていることが確認できる。しかしながら、近接した時期において、同一人に対して同一月に係る複数の納付書が発行されることは考え難く、前述のとおり、申立人の夫は、「申立期間の保険料は、夫婦二人分を一緒に納付した。」と述べている上、夫婦の 11 年 11 月から 17 年 8 月までの期間に係る保険料の納付年月日は、オンライン記録によると、全て同一日であることが確認できる。これらのことを踏まえると、申立人の夫が自身の保険料と一緒に申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 2 月から同年 12 月まで
② 昭和 51 年 1 月から 53 年 3 月まで
③ 昭和 55 年 4 月から同年 6 月まで

私の国民年金の加入手続は、申立期間①当時に勤務していた家業の事務所の事務員が行ってくれ、申立期間①、申立期間②のうちの昭和 51 年 9 月から 53 年 3 月までの期間及び申立期間③の国民年金保険料は、同事務員が納付してくれていたと思う。また、申立期間②のうちの 51 年 1 月から同年 8 月までの期間の保険料は、当該期間当時に勤めていた事務所の所長の妻が納付してくれていたはずである。申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、A区に係る国民年金手帳記号番号払出簿によると、当該期間より前の昭和 48 年 3 月に払い出されていることが確認できることから、当該期間の国民年金保険料は納付することが可能である。

また、申立期間③の前後を通じて申立人の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は見られない上、家業の事務所の事務員が、申立人の保険料と一緒に保険料を納付していたとする申立人の母親についても、当該期間の保険料は納付されていることが確認できることなどから、申立人の申立期間③に係る申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間③は3か月と短期間であり、オンライン記録によると、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みであることが確認できる。

2 申立期間①については、申立人の手帳記号番号は、前述のとおり、申立期間①より後の昭和 48 年 3 月に払い出されていることが確認できることから、当該期間の保険

料は遡って納付することが可能であるものの、申立人は「保険料は後から遡って納付はしていないと思う。」と述べている。

申立期間②については、申立人は「A区からB市に転居した昭和 50 年7月の時点やB市からA区に転居した 51 年8月の時点において、国民年金の住所変更手続きを行ったかどうか憶^{おぼ}えていない。また、B市に居住していたときに、保険料の納付書を見たことはない。」と述べていることなどから、申立人が、A区からB市に転居し、再びA区に戻ってきたそれぞれの転居の時点において、国民年金の住所変更手続きを行ったことをうかがわせる事情は見当たらない。その上、前述の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に係る記載内容の備考欄に「不在A区」及び「A区」の文字が押印されていることが確認でき、転出・転入に係る記載は確認できない。これらのことから、申立人は、A区からB市及びB市からA区への国民年金の住所変更手続きを行っていなかったものと推認できる。

さらに、申立期間①及び②に係る保険料を納付したとする家業の事務員及び事務所の所長の妻の両者から当時の事情を聴取することができないため、申立人の当該期間における保険料の納付状況を確認することができない。

加えて、家業の事務員及び事務所の所長の妻が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、家業の事務員及び事務所の所長の妻が申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 12491 (事案 7738 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 5 月から 52 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月から 52 年 6 月まで

私は、義妹に国民年金の加入を勧められていたこともあり、転居した昭和 53 年頃、国民年金に加入し、その年の分からの国民年金保険料は納付書で夫婦二人の保険料を定期的に納付していた。また、過去の未納だった夫婦二人の保険料は、まとめて納付したはずである。夫の保険料は納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、前回の申立てにおいて、昭和 38 年 8 月から 39 年 3 月までの期間及び 40 年 4 月から 52 年 6 月までの期間について、46 年に市役所で未納期間を指摘され、20 歳まで遡って国民年金保険料を納付できる特例納付を勧められて夫婦二人分の保険料として 15 万円ぐらを一括で納付し、その後の保険料は定期的に納付していたとする申立てを行っており、この申立てについては、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が特例納付したとする 46 年 7 月は第 1 回特例納付実施期間中であるものの、一括で納付したとする保険料額は、実際に夫婦二人分を特例納付及び過年度納付した場合に必要な金額と大きく相違していること、申立人は特例納付したとする 46 年から後の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であること、申立人の 39 年 5 月に払い出された最初の国民年金手帳の記号番号に係る国民年金手帳記号番号払出簿には、40 年 4 月に転出した後、47 年度に不在者として扱われていたことが確認できること、当該手帳記号番号による納付済期間の記録は、申立人に対して 53 年 8 月に払い出された二つ目の手帳記号番号の記録に平成 21 年 6 月に統合されていることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないほか、申立期間当時において、上記の手帳記号番号以外の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、

既に当委員会の決定に基づき平成22年6月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回、申立人は、上記の通知後に義妹と申立期間当時の状況について話し、前回の申立時点での自身の記憶が間違いであることに気がついたとして、前回の申立期間のうち昭和51年5月から52年6月までの期間について再度申立てを行い、新たな主張として、夫と一緒に市役所に出向き、自身の国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の過去の未納期間の保険料をまとめて納付した時期は昭和46年ではなく、義妹に国民年金の加入を勧められた53年頃であり、その時に申立期間の保険料をまとめて納付したと説明を変更している。

申立期間については、申立人に国民年金の加入を勧めたとする義妹は、昭和53年に申立人の弟である自身の夫、申立人の母親及び姉にも国民年金の加入を勧めたと説明しており、母親及び姉弟の手帳記号番号は申立人と同じ時期に払い出されていることが確認できる。また、夫婦二人分の保険料を遡って納付したとする当該期間の夫の保険料は、当時夫婦が居住していた市の夫に係る国民年金被保険者名簿で53年6月に過年度納付されていること、申立人の二つ目の手帳記号番号は同年8月に払い出されているものの、当委員会において申立人の前後の手帳記号番号の加入記録を確認したところ、申立人が実際に市役所で手続を行ったのは同年6月頃であったと推定され、当該手続時点では申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 1 月から 50 年 3 月まで
② 昭和 57 年 7 月から同年 9 月まで
③ 昭和 59 年 4 月から同年 9 月まで

申立期間①は、私の夫が自宅を訪れる集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。集金人の訪問が不定期的のため納付することができない期間もあったが、昭和 57 年 3 月に離婚により私が転出する際、役場でこれまで未納となっていた期間の保険料を夫が納付してくれた。申立期間②の保険料は、私が区役所で納付した。復縁後の申立期間③は、夫が保険料を納付してくれていたが、平成 3 年 3 月に夫婦で転出する際、役場でこれまで未納となっていた期間の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は 3 か月と短期間であり、当該期間直前の期間の国民年金保険料は納付済みである。また、申立人は、離婚に伴い、昭和 57 年 3 月に実家のある区へ転出したことが申立人が転出前に居住していた町の国民年金被保険者名簿で確認できるほか、当該期間直後の保険料は申請免除されていることが確認でき、申立人は「昭和 57 年の 9 月又は 10 月頃に区役所へ保険料を納付するために行った際に、病気を患い、保険料を納付することが困難となったことを説明したところ、免除制度を案内され、申請免除の手続を行った。」と具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び③については、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人の保険料と一緒に納付していたとする夫は集金人に納付していた保険料の納付額、

納付頻度及び納付期間に関する記憶が曖昧であり、夫も当該期間の自身の保険料が未納であるほか、夫は、申立人が昭和57年3月に転出届を提出した時に遡って納付したとする保険料の納付期間及び納付額に関する記憶が曖昧であり、当該転出届の提出時点では当該期間は時効により保険料を納付することができないなど、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間③については、保険料を一緒に納付したとする申立人の夫は、当該期間の保険料の納付方法、納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧であり、夫の当該期間は申請免除期間であることがオンライン記録で確認できるほか、平成3年3月に夫婦が転出届出を行った時点で当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、夫が当該期間の保険料をいずれも納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月から 48 年 12 月まで
② 昭和 50 年 4 月から同年 6 月まで

私は、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、大学在学中に加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。婚姻期間中の昭和 49 年 11 月か 12 月に実家の母から連絡があり、未納とされていた期間の保険料を郵便局で納付した。その後、3,000 円ぐらいの保険料を一度に納付した記憶もある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号払出簿の備考欄には、申立人が当該期間前の昭和 50 年 2 月に実家の所在地の区へ転居し同年 6 月に申立人の被保険者台帳が当該区へ移管されたことが記載されており、その移管時点で当該期間の保険料は現年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は婚姻期間中に実家から連絡があった際に保険料を納付したとする期間及び保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間後の昭和 50 年 1 月頃に払い出されており、この払出時点では当該期間の過半の期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は当該期間当時に国民年金の加入手続を行った記憶は無いと説明しており、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月及び同年 6 月

私の母は、私が 20 歳になった時に、私の国民年金の加入手続を行い、納税組合で国民年金保険料を納付してくれていたはずである。母は、高齢のため申立期間当時の納付状況を記憶していないが、現金で納付していたことは記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立人の両親及び申立人と同様に母親が保険料を納付していたとする申立人の長兄及び次兄は、国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和60年8月に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、母親は、納税組合を通じて保険料を納付していたと説明しており、申立人が当時居住していた町（現在は、市）では、申立期間当時に納税組合により保険料の徴収を実施していたと説明している。

さらに、申立人に対し昭和61年10月11日に申立期間を対象としたと考えられる過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、この作成時点では申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったほか、申立期間直後の60年7月の保険料は過年度納付されていることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 2 月から 49 年 12 月まで
② 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

私は、厚生年金保険適用事業所を退職した昭和 46 年 2 月以降の国民年金保険料をそれぞれの納期限ごとに郵便局で納付しており、生活に余裕があるときには 1 年分の保険料を前払いしていた。申立期間②の保険料も転居先近くの郵便局で引き続き納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は 3 か月と短期間であり、申立人は当該期間及び保険料の申請免除期間を除き昭和 50 年 1 月以降の国民年金保険料を全て納付しているほか、当該期間直前の 52 年 1 月から同年 12 月までの期間の保険料は前納していることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続の時期、場所及び保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間後の昭和 51 年 12 月に払い出されており、この払出時点では当該期間の大半の期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人が所持する年金手帳には、申立人が 49 年 9 月から居住していたと説明する居住地が被保険者となった当初の住所地として記載されていることが確認でき、申立人は、上記の年金手帳より前に年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月から 53 年 9 月まで
私の元夫は、昭和 49 年 6 月の婚姻後に私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その後、納付書が届いたので、私が夫婦二人の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から同年 9 月までの期間については、申立人は、夫婦二人の国民年金保険料を一緒に納付していたと説明しており、当該期間の元夫の保険料は納付済みと記録されていることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 51 年 10 月から 53 年 3 月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、一緒に保険料を納付していたとする元夫も当該期間の自身の保険料が未納であるほか、申立人は、「いつの時期の保険料額は憶えていないが、3 か月分で 3,300 円という保険料額だけは憶えている。」と説明しているが、当該保険料額は申立期間直前の納付済期間の保険料額であり、当該期間の保険料額とは一致せず、申立人は納付額に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの期間及び45年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から43年3月まで
② 昭和45年10月から同年12月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、婚姻するまでの期間の国民年金保険料を納付してくれていた。婚姻後は私が国民年金に未加入であった夫の加入手続を行い、転居した後も私が夫婦二人の保険料を一緒に集金人に納付していた。夫は申立期間の保険料が納付済みになっているが、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、それぞれ12か月及び3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金制度発足当初から60歳に至るまでの期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間を含め昭和41年4月以降、60歳に至るまでの期間の保険料を全て納付している。

また、申立期間前後の期間の保険料は夫婦共に現年度納付しており、申立期間②を含む昭和45年7月から47年3月までの期間は、申立人が当時居住していた区の国民年金協力員の受領印と考えられる印が夫婦の所持する年金手帳で確認できるなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったとする事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月及び同年5月
私は、平成4年4月に区役所で国民年金の加入手続を行い、同月に貯金を下ろして1年分の国民年金保険料を遡ってまとめて納付した。12か月分のうち申立期間の2か月分の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成4年4月から同年6月頃までに払い出され、この払出時点では申立期間は現年度納付又は過年度納付することが可能であるほか、申立期間直後の3年6月から4年3月までの期間の保険料は過年度納付していることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年12月22日

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。B社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった社員別賞与控除一覧により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、社員別賞与控除一覧において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りにより納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件5件（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年12月22日

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。B社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった社員別賞与控除一覧により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、社員別賞与控除一覧において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りにより納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件28件（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成 16 年 12 月 22 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出のあった社員別賞与控除一覧により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、社員別賞与控除一覧において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りにより納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 48 件（別添一覧表参照）

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	標準賞与額
21690		女	昭和29年生		61万8,000円
21691		女	昭和58年生		36万9,000円
21692		男	昭和48年生		52万4,000円
21693		女	昭和51年生		38万3,000円
21694		女	昭和51年生		38万8,000円
21695		女	昭和53年生		50万3,000円
21696		女	昭和54年生		43万3,000円
21697		女	昭和20年生		6万6,000円
21698		女	昭和45年生		14万1,000円
21699		女	昭和52年生		20万円
21700		女	昭和48年生		14万6,000円
21701		女	昭和50年生		45万1,000円
21702		女	昭和46年生		46万5,000円
21703		女	昭和50年生		21万1,000円
21704		女	昭和53年生		19万3,000円
21705		女	昭和56年生		31万円
21706		女	昭和48年生		65万4,000円
21707		女	昭和55年生		36万4,000円
21708		女	昭和50年生		33万円
21709		女	昭和53年生		17万8,000円
21710		女	昭和51年生		26万8,000円
21711		女	昭和55年生		18万5,000円
21712		女	昭和34年生		84万7,000円
21713		女	昭和54年生		42万5,000円
21714		女	昭和49年生		34万6,000円

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	標準賞与額
21715		女	昭和50年生		34万7,000円
21716		女	昭和55年生		34万5,000円
21717		男	昭和55年生		17万8,000円
21718		女	昭和56年生		17万7,000円
21719		女	昭和54年生		22万9,000円
21720		男	昭和52年生		31万6,000円
21721		女	昭和55年生		32万8,000円
21722		女	昭和53年生		33万9,000円
21723		女	昭和52年生		44万2,000円
21724		女	昭和48年生		22万1,000円
21725		女	昭和53年生		32万6,000円
21726		女	昭和55年生		31万5,000円
21727		女	昭和44年生		20万8,000円
21728		女	昭和53年生		38万2,000円
21729		女	昭和43年生		45万8,000円
21730		女	昭和54年生		53万3,000円
21731		女	昭和52年生		43万5,000円
21732		女	昭和52年生		36万5,000円
21733		女	昭和53年生		37万2,000円
21734		女	昭和55年生		31万8,000円
21735		女	昭和50年生		55万5,000円
21736		女	昭和51年生		34万3,000円
21737		女	昭和55年生		49万8,000円
21738		女	昭和58年生		15万円
21739		男	昭和47年生		42万7,000円
21740		女	昭和49年生		19万7,000円

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	標準賞与額
21741		女	昭和51年生		19万3,000円
21742		女	昭和58年生		16万7,000円
21743		女	昭和47年生		52万5,000円
21744		女	昭和54年生		44万4,000円
21745		女	昭和52年生		46万9,000円
21746		女	昭和56年生		41万1,000円
21747		女	昭和54年生		45万円
21748		女	昭和47年生		54万9,000円
21749		女	昭和53年生		46万7,000円
21750		女	昭和50年生		52万4,000円
21751		女	昭和53年生		42万6,000円
21752		女	昭和52年生		49万1,000円
21753		女	昭和55年生		39万7,000円
21754		女	昭和54年生		41万4,000円
21755		女	昭和54年生		41万9,000円
21756		女	昭和57年生		43万9,000円
21757		女	昭和56年生		42万3,000円
21758		女	昭和54年生		42万5,000円
21759		女	昭和55年生		41万2,000円
21760		女	昭和53年生		41万1,000円
21761		女	昭和55年生		43万4,000円
21762		女	昭和55年生		41万1,000円
21763		女	昭和55年生		42万4,000円
21764		女	昭和58年生		39万9,000円
21765		女	昭和54年生		41万4,000円
21766		女	昭和56年生		41万9,000円

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	標準賞与額
21767		女	昭和51年生		44万7,000円
21768		女	昭和55年生		46万3,000円
21769		女	昭和52年生		18万9,000円
21770		女	昭和52年生		29万5,000円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間に係る保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 16 万 1,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 9 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、平成 23 年 7 月 19 日に年金事務所に対し事後訂正の届出を行ったものの、申立期間当時において賞与支払届が提出されなかったため、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賞与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、平成 17 年 8 月 21 日から 18 年 4 月 10 日までの期間について、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主より提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成 23 年 7 月 19 日に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記

賞与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる賞与額から、16万1,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間に係る保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 50 万 3,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 8 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、平成 23 年 7 月 19 日に年金事務所に対し事後訂正の届出を行ったものの、申立期間当時において賞与支払届が提出されなかったため、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賞与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、平成 18 年 10 月 15 日から 19 年 4 月 30 日までの期間について、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主より提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成 23 年 7 月 19 日に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記

賞与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる賞与額から、50万3,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間に係る保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 43 万 8,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 8 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、平成 23 年 7 月 19 日に年金事務所に対し事後訂正の届出を行ったものの、申立期間当時において賞与支払届が提出されなかったため、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賞与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、平成 18 年 9 月 23 日から 19 年 3 月 31 日までの期間について、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主より提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成 23 年 7 月 19 日に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記

賞与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる賞与額から、43 万 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間に係る保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 60 万 9,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 8 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、平成 23 年 7 月 19 日に年金事務所に対し事後訂正の届出を行ったものの、申立期間当時において賞与支払届が提出されなかったため、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賞与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、平成 19 年 4 月 23 日から 20 年 2 月 24 日までの期間について、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主より提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成 23 年 7 月 19 日に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記

賞与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる賞与額から、60万9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間に係る保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 19 年 6 月 8 日は 61 万円、同年 12 月 10 日は 14 万 9,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 6 月 8 日
② 平成 19 年 12 月 10 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、平成 23 年 7 月 19 日に年金事務所に対し事後訂正の届出を行ったものの、申立期間当時において賞与支払届が提出されなかったため、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賞与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、平成 19 年 5 月 16 日から同年 8 月 18 日までの期間及び同年 8 月 19 日から 20 年 2 月 18 日までの期間について、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主より提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成 23 年 7 月 19 日に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、同法第 75 条本文の規定に

よる、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる賞与額から、平成 19 年 6 月 8 日は 61 万円、同年 12 月 10 日は 14 万 9,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間に係る保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 42 万 7,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、平成 23 年 7 月 19 日に年金事務所に対し事後訂正の届出を行ったものの、申立期間当時において賞与支払届が提出されなかったため、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賞与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、平成 19 年 10 月 7 日から 20 年 8 月 10 日までの期間について、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主より提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成 23 年 7 月 19 日に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記

賞与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる賞与額から、42 万 7,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間に係る保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 39 万 1,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、平成 23 年 7 月 19 日に年金事務所に対し事後訂正の届出を行ったものの、申立期間当時において賞与支払届が提出されなかったため、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賞与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、平成 19 年 10 月 4 日から 20 年 4 月 14 日までの期間について、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主より提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成 23 年 7 月 19 日に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記

賞与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる賞与額から、39 万 1,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間に係る保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 47 万 8,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、平成 23 年 7 月 19 日に年金事務所に対し事後訂正の届出を行ったものの、申立期間当時において賞与支払届が提出されなかったため、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賞与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、平成 19 年 10 月 24 日から 20 年 4 月 23 日までの期間について、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主より提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成 23 年 7 月 19 日に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記

賞与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる賞与額から、47万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間に係る保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 27 万 5,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、平成 23 年 7 月 19 日に年金事務所に対し事後訂正の届出を行ったものの、申立期間当時において賞与支払届が提出されなかったため、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賞与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、平成 19 年 9 月 12 日から 20 年 4 月 29 日までの期間について、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主より提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立てに係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成 23 年 7 月 19 日に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記

賞与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる賞与額から、27万5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月31日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成4年10月31日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の元従業員の回答から判断すると、申立人が同社に平成4年10月31日まで事務担当として継続して勤務していたことが認められる。

また、A社に係る被保険者縦覧照会回答票において、申立期間及びその前後の期間に厚生年金保険の被保険者資格を有することが確認できる元従業員のうち、雇用保険の記録があった者は5人おり、このうち4人については、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第14条の規定（厚生年金保険の被保険者資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日（離職日）の翌日と規定されている。）どおり、雇用保険の離職日の翌日となっており、両保険の被保険者記録は符合している。

さらに、A社の元従業員の一人は、「保険料控除方法は当月控除であった。私自身5月末日に退職して厚生年金保険の被保険者資格喪失日は6月1日になっているので、申立人の主張どおりであると思う。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年9月のオ

ンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか不明としているが、事業主が資格喪失日を平成4年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和37年10月から38年6月までは6,000円、同年7月から同年9月までは7,000円、42年9月から同年12月までは2万円、43年1月は1万6,000円、同年2月は2万2,000円、同年3月から44年10月までは2万円、45年1月から同年4月まで、同年6月及び同年7月は2万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月1日から45年12月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額より低くなっている。申立期間の一部の給料支払明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人から提出された給料支払明細書により、申立期間の一部期間において、申立人が事業主から支払を受けていた報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、A社に係る厚生年金保険被保険者原票の記録よりも高いことが確認又は推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認又は推認できる保険料控除額又は報酬月額から、昭和37年10月から38年6月までは6,000円、同年7月から同年9月までは7,000円、42年9月から同年12月までは2万円、43年1月は1万6,000円、同年2月は2万2,000円、同年3月から44年10

月までは2万円、45年1月から同年4月まで、同年6月及び同年7月は2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としているが、上記給料支払明細書において確認又は推認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は上記給料支払明細書において確認又は推認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

なお、申立期間のうち、昭和36年3月から37年9月まで、38年10月から42年8月まで、44年11月、同年12月、45年5月及び同年8月については、上記給料支払明細書において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記被保険者原票の標準報酬月額と一致又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 2 申立期間のうち、昭和35年10月から36年2月までの期間及び45年9月から同年11月までの期間について、申立人は給料支払明細書を保有しておらず、B社も申立人の報酬額及び保険料控除額を確認できる資料を保有していないと回答していることから、申立人の当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成8年4月から同年9月までは22万円、同年10月から9年9月までは24万円、同年10月は26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から9年11月30日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前の標準報酬月額より低くなっている。そのため、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成8年4月から同年9月までは22万円、同年10月から9年9月までは24万円、同年10月は26万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成9年11月30日）より後の同年12月5日付けで、8年10月及び9年10月の定時決定の記録が取り消され、遡って19万円に減額訂正されており、また、申立人と同様に標準報酬月額を同日付けで減額訂正された者が多数確認できる。

このことについて、A社の当時の経理担当者は、当時、厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所と保険料の納付について相談をしていた旨証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成8年4月から同年9月までは22万円、同年10月から9年9月までは24万円、同年10月は26万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 18 年 7 月 21 日における標準賞与額に係る記録を 100 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 21 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、平成 23 年 8 月 5 日付けで年金事務所に賞与支払届を提出したが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細票及び源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与明細票において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、100 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成18年7月21日における標準賞与額に係る記録を100万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月21日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、平成23年8月5日付けで年金事務所に賞与支払届を提出したが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細票及び源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与明細票において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、100万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 18 年 7 月 21 日における標準賞与額に係る記録を 80 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 21 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、平成 23 年 8 月 5 日付けで年金事務所に賞与支払届を提出したが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細票及び源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与明細票において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、80 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 18 年 7 月 21 日における標準賞与額に係る記録を 80 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 21 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、平成 23 年 8 月 5 日付けで年金事務所に賞与支払届を提出したが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細票及び源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与明細票において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、80 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③及び⑤に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされており、また、申立期間④の標準賞与額に係る記録は事後訂正の結果 58 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 45 万円とされているが、申立人は、各申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 10 日は 63 万円、16 年 7 月 9 日は 57 万 8,000 円、同年 12 月 10 日は 65 万円、17 年 7 月 10 日は 58 万円、19 年 12 月 10 日は 63 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 10 日
② 平成 16 年 7 月 9 日
③ 平成 16 年 12 月 10 日
④ 平成 17 年 7 月 10 日
⑤ 平成 19 年 12 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②、③及び⑤に係る標準賞与額の記録が無く、また、申立期間④に係る標準賞与額の記録が実際の賞与額に見合う標準賞与額と相違していることが分かった。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった平成 15 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに申立期

間②、③、④及び⑤に係る給料台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿及び給料台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成15年12月10日は63万円、16年7月9日は57万8,000円、同年12月10日は65万円、17年7月10日は58万円、19年12月10日は63万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間①、②、③及び⑤に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、申立期間④に係る賞与の届出誤りを認めており、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③及び⑤に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされており、また、申立期間④の標準賞与額に係る記録は事後訂正の結果43万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の35万円とされているが、申立人は、各申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は50万円、16年7月9日は42万8,000円、同年12月10日は50万円、17年7月10日は43万円、19年12月10日は50万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年7月9日
③ 平成16年12月10日
④ 平成17年7月10日
⑤ 平成19年12月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②、③及び⑤に係る標準賞与額の記録が無く、また、申立期間④に係る標準賞与額の記録が実際の賞与額に見合う標準賞与額と相違していることが分かった。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった平成15年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに申立期

間②、③、④及び⑤に係る給料台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿及び給料台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成15年12月10日は50万円、16年7月9日は42万8,000円、同年12月10日は50万円、17年7月10日は43万円、19年12月10日は50万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間①、②、③及び⑤に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、申立期間④に係る賞与の届出誤りを認めており、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 19 年 12 月 10 日の標準賞与額に係る記録を 37 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立期間に係る給料台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給料台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、37 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和52年10月1日、資格喪失日が54年8月2日とされ、当該期間のうち、同年7月27日から同年8月2日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同支店における資格喪失日を同年8月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年7月27日から同年8月2日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かり、同社に相談した。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された職員台帳及び同社の回答から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和54年8月2日に同社B支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和54年7月の随時改定の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、申立期間に係る保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入

の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和 52 年 7 月 22 日、資格喪失日が 54 年 8 月 2 日とされ、当該期間のうち、同年 7 月 27 日から同年 8 月 2 日までの期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同支店における資格喪失日を同年 8 月 2 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月 27 日から同年 8 月 2 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された職員台帳及び同社の回答から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和 54 年 8 月 2 日に同社B支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 54 年 7 月の随時改定の記録から、20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、申立期間に係る保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入

の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 20 年 7 月 10 日は 60 万 2,000 円、同年 12 月 10 日は 58 万 8,000 円、21 年 7 月 10 日は 60 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 7 月 10 日
② 平成 20 年 12 月 10 日
③ 平成 21 年 7 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同薬局は平成 23 年 8 月 31 日付けで年金事務所に対して賞与支払届を提出したが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記給料台帳において確認でき

る厚生年金保険料控除額から、平成20年7月10日は60万2,000円、同年12月10日は58万8,000円、21年7月10日は60万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成17年10月は28万円、同年11月から18年1月までは32万円、同年2月は28万円、同年3月から同年5月までは30万円、同年6月は28万円、同年7月は30万円、同年8月は28万円、同年9月は32万円、同年10月及び同年11月は30万円、同年12月は28万円、19年1月は32万円、同年2月及び同年3月は30万円、同年4月から同年6月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年10月1日から19年8月25日まで

A社に勤務した期間の残業代の賃金（時間外労働に対する割増賃金）が退職時にまとめて支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、標準報酬月額に反映されていないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間における標準報酬月額は、26万円と記録されている。

しかし、労働基準監督署が発行した是正勧告書及びA社の報告書によると、平成19年7月30日に労働基準監督署から同社に対して、労働基準法違反事項に係る是正勧告が行われ、これを受けて同年8月2日に同社から申立人に対して、申立人の申立期間に係る時間外労働に対する割増賃金が支払われることとなったところ、申立人から提出のあった給与表（給与明細書）によると、厚生年金保険料を5万7,916円控除されていることが確認できる。

このことについて、A社の取締役は、労働基準監督署から是正勧告があり、同社から申立人に申立期間に係る時間外労働に対する割増賃金を支払った際に、厚生年金保険料を控除したが、社会保険事務所（当時）に届出をすることを忘れていた旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る給与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたとみなすのが相当であると認められる。

一方、申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成17年10月から19年6月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された時間外労働に対する割増賃金の請求に関する資料及び当該期間に係る給与表において確認できる保険料控除額から、17年10月は28万円、同年11月から18年1月までは32万円、同年2月は28万円、同年3月から同年5月までは30万円、同年6月は28万円、同年7月は30万円、同年8月は28万円、同年9月は32万円、同年10月及び同年11月は30万円、同年12月は28万円、19年1月は32万円、同年2月及び同年3月は30万円、同年4月から同年6月までは28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録の標準報酬月額どおりの届出を行ったことを認めていることから、当該期間の標準報酬月額について、上記給与表等において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年7月の標準報酬月額については、上記給与表等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険料給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 7 月 31 日は 30 万円、同年 12 月 29 日は 50 万円、16 年 7 月 31 日は 30 万円、同年 12 月 29 日は 37 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 31 日
② 平成 15 年 12 月 29 日
③ 平成 16 年 7 月 31 日
④ 平成 16 年 12 月 29 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与明細書及びA社から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、申立期間①は30万円、申立期間②は50万円、申立期間③は30万円、申立期間④は37万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和 59 年 3 月 31 日から同年 11 月 6 日までの期間について、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年 11 月 6 日であると認められることから、申立人の当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 59 年 3 月から同年 9 月までは 28 万円、同年 10 月は 26 万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 1 月 10 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 59 年 3 月 31 日から同年 11 月まで

A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間に A 社に勤務していたことが確認できる。

一方、A 社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の同社における資格喪失日は昭和 59 年 3 月 31 日と記録されているが、当該喪失日より後の同年 10 月に定時決定（26 万円）が行われていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿には、申立人に係る資格喪失届の受付年月日は、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 59 年 10 月 31 日より後の 60 年 1 月 21 日と記載されている上、申立人と同様に同社が適用事業所でなくなった後に遡って資格喪失届の受付がされた者は 12 人おり、さらに、備考欄に「喪失年月日訂正」の押印があり、同社が適用事業所でなくなった後に遡って資格喪失日が訂正された者は 13 人確認できる。

さらに、A 社に係る商業登記簿謄本では、当該期間当時に同社は法人であり、かつ、5 人以上の従業員がいたことが確認できることから、同社は当時の厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断され、社会保険事務所（当時）において当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について、昭和 59 年 3 月 31 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係

る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を雇用保険の離職日の翌日である同年11月6日に訂正することが必要である。

なお、昭和59年3月から同年10月までの標準報酬月額については、申立人に係る上記被保険者名簿の記録から、同年3月から同年9月までは28万円、同年10月は26万円とすることが妥当である。

次に、申立期間①について、A社における複数の同僚の供述及び申立人が同社の社宅として提供された住宅の大家から提出された賃貸借契約書の写しにより、勤務の始期は特定できないものの、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同じ営業業務に従事していた同僚は、A社では入社後に試用期間があり、自身が同社において厚生年金保険に加入したのは、試用期間終了から2か月程度後になってからであり、未加入期間の保険料控除については不明である旨供述している。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人に係るA社における厚生年金保険の記号番号は、上記被保険者名簿における資格取得届の受付日と同日の昭和58年9月13日付けで払い出されていることから、社会保険事務所の処理に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人に係る雇用保険の記録、上記払出簿及び被保険者名簿では、資格取得日は昭和58年9月1日となっていることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から8年3月まで

私は、平成5年に区役所で国民年金の加入手続をし、納付可能な2年分の国民年金保険料を遡って納付し、その後の保険料は毎月納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は平成5年に国民年金の加入手続をしたと説明しているが、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、9年1月に厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番されており、申立人は基礎年金番号により国民年金の加入手続を行い、学生が強制加入適用となった3年4月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと考えられ、申立期間当時、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったこと、申立人は、8年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した時に、国民年金の被保険者資格喪失の手続はしていないと説明しており、10年11月10日に8年4月1日の国民年金被保険者資格喪失及び10年10月1日の同資格取得の記録が追加されていることがオンライン記録で確認できること、申立人は、厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳を1冊のみ所持し、国民年金手帳については受理、所持した記憶が無いと説明しており、申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 12462(事案 7398 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 46 年 3 月まで

私は、昭和 50 年に特例納付のを知り、同年 12 月 26 日に夫婦二人分それぞれ 10 年分の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 50 年 12 月 26 日に、第 2 回特例納付により、最初に申立人の未納の保険料 2 年分を納付し、同日中に、申立人の残りの未納保険料 8 年分と申立人の夫の未納保険料 10 年分も納付したと主張しているが、第 2 回特例納付実施期間の末期に行政側が同一被保険者の未納期間の保険料を 2 年分と 8 年分に分割して納付書を作成したとは考えにくく、特例納付実施期間終了後間もない 51 年 2 月 13 日時点で作成された附則 18 条納付者リストでは、申立人の 2 年分の未納保険料は特例納付された旨の記載が認められるものの、申立人の 8 年分及び夫の 10 年分の未納保険料の特例納付に係る記載は無いこと、申立人及びその夫は、特例納付をしたとする時期後に保険料の未納期間が認められることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 5 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、手元にあった資金で申立期間の保険料を納付していたと主張するが、申立人からは新たな関連資料、参考情報等の提供は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人の主張は、委員会

の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 12463 (事案 3434 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から51年3月まで

私の父は、私が20歳の時に国民年金の加入手続を行い、結婚前の国民年金保険料を納付してくれた。結婚後は、自身で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人及びその父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び婚姻前の保険料の納付に関与しておらず、婚姻前の保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である上、申立人は、自身の保険料の納付方法等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないほか、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年1月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年3月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、申立人の父親が申立人が20歳の時に加入手続を行い、婚姻前の保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人が婚姻後に居住していた区を管轄する年金事務所から提供のあった転入者台帳整理カードには、新住所として当該区での住所地在り、旧住所として上記手帳記号番号が払い出された区が記載され、「新規取得で台帳を作成しない分」及び「転入連絡票を作成しない」と記載されていることから、申立人は、旧住所地の区で初めて加入手続を行ったと考えられ、申立人が20歳当時居住していた市では加入手続がされておらず、上記払出時点まで申立期間は未加入期間であったと考えられるなど、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情

とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から51年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年5月から51年7月まで
私の夫は、結婚後の私の国民年金保険料を勤務先で給与天引きにより納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当時保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は2回払い出されており、最初の手帳記号番号は婚姻前の昭和38年3月及び同年4月頃に払い出されていることが当時居住していた市の被保険者台帳管理簿から確認でき、同年4月から申立期間直前の41年4月までの保険料が納付済みとなっている。申立人は、39年11月の婚姻後は自身で保険料を納付したことはなく、夫が勤務先で給与天引きにより保険料を納付してくれたはずと説明しているが、申立人が申立期間当初に転居した市では、当時の保険料納付方法は印紙検認方式となっており、夫の勤務先で給与天引きにより申立人の保険料を納付することはできなかった。

さらに、上記手帳記号番号が払い出された市を管轄する社会保険事務所（当時）の国民年金被保険者台帳には、婚姻による氏名変更及び上記の転居先市への住所変更記録が記載されており、上記の転居先市を管轄する社会保険事務所への台帳移管は行われていることが確認できるが、申立人が更に再転居した住所地への住所変更の記録は無いこと、当該台帳には、「社保管理 48年4月1日」及び「不在表示」の記載があることから、申立人は上記転居先市で国民年金の加入手続を行わないままその後再転居したために台

帳移管先の社会保険事務所で住所不明となり、申立期間内の 48 年 4 月 1 日に不在被保険者扱いとなったものと推測できることなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間直後の昭和 51 年 8 月 31 日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得しており、同年 11 月 15 日に、申立人に対して二つ目の手帳記号番号が払い出されていることが申立人の所持する当該手帳記号番号が記載された年金手帳及び現在居住している市の所轄社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、当該手帳記号番号では申立期間は婚姻期間中の任意加入適用期間の未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできないことなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年6月から11年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年6月から11年4月まで
私の祖父は、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の祖父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたとする祖父は、保険料の納付時期、納付頻度及び納付額に関する記憶が曖昧であること、申立期間直後の平成11年5月から12年3月までの保険料は、13年6月11日に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人の祖父が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から同年10月までの期間及び6年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年9月から同年10月まで
② 平成6年4月から同年10月まで

私の母は、私が20歳になった頃に私の国民年金の加入手続を行い、私が8年4月に就職するまでの期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする母親は、保険料の納付時期、納付頻度及び納付した期間に関する記憶が曖昧であること、申立期間①直後の平成5年11月から6年3月までの期間の保険料は7年12月27日に納付されていることが申立人が所持する領収証書及びオンライン記録で確認でき、当該納付時点では、申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間②直後の6年11月から8年3月までの保険料は8年12月24日に納付されていることが申立人が所持する領収証書及びオンライン記録で確認でき、当該納付時点では、申立期間②は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から51年3月まで
私は、20歳になった昭和45年*月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を1年分くらい納付書で納付し、その後は口座振替で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和45年*月に国民年金の加入手続を行い、47年頃から口座振替で保険料を納付していたと説明しているが、申立人が居住する市の国民年金被保険者名簿には申立人の国民年金被保険者資格取得届は52年3月12日に受付されている旨が記載されているほか、申立人が居住する市の口座振替制度は53年4月から開始されている。

また、上記の資格取得届が受付された時点では、申立期間のうち昭和45年12月から49年12月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、その後の50年1月から51年3月までの期間は保険料を過年度納付することが可能な期間であったが、申立人は遡って保険料を納付したことはないと説明している。

さらに、申立人の所持する年金手帳には上記の資格取得届が受付された時期に払い出された国民年金手帳の記号番号が記載されており、申立人は、当該手帳以外の年金手帳を所持したことはないと説明していることから、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の母親は、申立人及びその妹の国民年金の加入手続を申立人に一緒にしてもらった記憶があると説明しており、申立人及びその妹の手帳記号番号は連番で払い出されているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年4月から平成5年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 から 平成 5 年 9 月 まで

私は、祖母から国民年金の加入を勧められ、昭和 47 年 3 月か 4 月に区役所で国民年金の加入手続を行った。その後、私や両親が家族の国民年金保険料をまとめて納付していた。両親が保険料を納付する必要がなくなってからも、私は平成 5 年に転居するまで保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の母親から保険料の納付状況等を聴取することは困難であり、申立人は保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は申立期間後に就職した厚生年金保険適用事業所で受領したとする年金手帳を所持しており、申立期間も当該手帳と同じ色の国民年金手帳を所持していたかもしれないと説明しているが、当該手帳の表紙の色は申立期間当初の昭和 47 年頃に使用されていた国民年金手帳の表紙の色とは異なるほか、当委員会において、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする頃の 47 年 1 月から同年 6 月までの国民年金手帳記号番号払出簿を幅広く精査したが、申立人の氏名は記載されておらず、申立期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人及びその両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から6年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月から6年4月まで

私は、厚生年金保険適用事業所を退職後、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。国民年金保険料は納付書を夫に渡して納付してもらっていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は平成5年4月に厚生年金保険適用事業所を退職してすぐに厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと説明しているが、申立人が所持する年金手帳に記載された申立期間の国民年金の被保険者資格は、申立期間直後の第3号被保険者の資格取得手続を行った際に併せて記載されたものと考えられ、当該手続は6年6月28日に行われていることがオンライン記録で確認でき、説明内容と相違している。

また、上記の第3号被保険者の資格取得手続が行われた時点で申立期間の保険料は現年度納付及び過年度納付することが可能であったが、申立人が当時居住していた市の国民年金保険料納付状況一覧リストには、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す記載が無いほか、申立期間のうち6年2月から同年4月までの未納保険料に関すると思われる過年度納付書が8年3月6日に作成されていることがオンライン記録で確認でき、申立人は納付書が届けば保険料を納付していたはずと説明しているものの、申立期間後の6年8月に転居した住所地で保険料を納付した記憶が曖昧であるなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 3 月から同年 10 月までの期間、48 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月から同年 10 月まで
② 昭和 48 年 8 月及び同年 9 月

私は、厚生年金保険適用事業所を退職後の昭和 45 年 3 月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を全て納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は昭和 45 年 3 月頃に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の 49 年 4 月頃に払い出されており、申立人は申立期間の保険料を遡って納付した記憶は無いほか、申立期間は平成元年 10 月 24 日に国民年金の加入期間として記録が追加された期間であることがオンライン記録で確認でき、申立期間当時は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月

私の父は、平成2年頃に私の国民年金の加入手続を行い、以後、市役所から届いた納入通知書で20年以上にわたって私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ってくれていたとする父親は、国民年金の加入手続をした覚えはないと説明しており、申立期間の保険料の納付時期及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成4年5月頃に払い出されており、この払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間直後の2年4月の保険料は4年5月28日に過年度納付されていることがオンライン記録で確認できるほか、申立人は現在所持している上記の年金手帳以外の手帳を所持していたことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から49年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年8月から49年7月まで
私の夫は、私が長女を出産する前の昭和42年8月頃に私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料も納付してくれた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ってくれていたとする夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和49年8月に払い出されており、申立人は申立期間直後の同年同月2日に国民年金に任意加入していることが申立人の国民年金被保険者名簿で確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は申立期間当時に年金手帳を見た記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月から51年3月まで

私は、昭和50年8月に厚生年金保険適用事業所を退職してから、同年9月頃に国民年金の加入手続を行い、私か母が国民年金保険料を納付していた記憶と、後になって年金記録の確認を求める通知が送付され申立期間が未納となっていることを知り、保険料を遡って納付した記憶があり、どちらかで納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続をしたとする昭和50年9月からの保険料の納付方法、納付場所及び納付金額について憶^{おぼ}えていないと説明しているほか、遡って納付したと説明する保険料の納付方法、納付場所、納付時期、納付額及び納付回数に関する記憶が曖昧で、いずれかで納付したはずであると説明しているなど、申立期間の保険料の納付に関する記憶が定かでなく、納付していたかもしれないとする申立人の母親も、保険料の納付時期及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和53年6月頃に払い出されており、当該払出時点で保険料を過年度納付することが可能な申立期間直後の51年4月から同年6月までの期間の保険料が53年7月に納付されていることが申立人の特殊台帳により確認できる一方、当該払出時点では申立期間の保険料を現年度納付及び過年度納付することができず、申立期間の保険料は特例納付を利用して納付する以外に納付することができないが、申立人は特例納付の申出を行った記憶及び特例納付の納付書に関する記憶も定かでない。

さらに、申立期間当初の国民年金の資格取得日が平成2年10月1日に昭和50年9月1日から同年8月31日に記録整備されていることがオンライン記録で確認でき、申立

期間のうち同年8月は、当該記録整備時点まで国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

加えて、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳に関する記憶が無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から45年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、私が20歳頃から母に渡していた生活費の中から国民年金保険料を納付してくれていたはずである。母は自分の保険料だけを納付するはずはないし、私の保険料を納付することができなかつたのであれば、私に保険料を自分で納付するよう勧めてくれたはずである。母の申立期間の保険料が納付済みであるのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、自身が20歳頃から母親に渡していた生活費の中から母親が保険料を納付してくれていたはずであると主張しているが、母親の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和46年10月頃に払い出されており、申立期間当時は国民年金に未加入である。

さらに、申立人は、母親が第1回特例納付を利用して自身の保険料を遡って納付しているのであれば、申立人の保険料も遡って納付してくれたはずであると主張しているが、申立人の母親は手帳記号番号が払い出された時点で特例納付をしなければ60歳に到達するまで保険料を納付したとしても国民年金の受給資格期間（156か月）を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して、昭和40年4月以降の5年間の保険料（60か月）を第1回特例納付で納付し、45年4月以降の1年間の保険料（12か月）を第2回特例納付で納付したと考えられるほか、申立人の国民

年金手帳の記号番号は 47 年 1 月頃に払い出されており、申立期間の全ての保険料を納付するためには過年度納付だけでなく当時実施されていた第 1 回特例納付により保険料を納付する必要があるが、申立人は、母親から保険料の納付方法についてまでは聞いておらず、特例納付で保険料を納付したと聞いた記憶が無いと説明しているなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、申立期間の保険料を納付していたことを示す又はうかがわせる新たな資料の提出や具体的な説明は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 9 月から同年 12 月までの期間、40 年 6 月、同年 7 月、41 年 9 月、同年 10 月、44 年 8 月から同年 10 月までの期間、51 年 9 月、同年 10 月及び 54 年 12 月から 55 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 9 月から同年 12 月まで
② 昭和 40 年 6 月及び同年 7 月
③ 昭和 41 年 9 月及び同年 10 月
④ 昭和 44 年 8 月から同年 10 月まで
⑤ 昭和 51 年 9 月及び同年 10 月
⑥ 昭和 54 年 12 月から 55 年 9 月まで

私は、昭和 39 年 8 月に会社を退職した後、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 58 年 2 月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間当時に居住していた区では保険料の収納方法は印紙検認による納付であったが、申立人は印紙による納付の記憶が無いと説明していること、申立人は、現在所持する年金手帳及び以前所持していたオレンジ色の年金手帳の 2 冊の年金手帳を所持していたが、この 2 冊以外の手帳を受領、所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年1月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 1 月
② 平成 17 年 3 月

私は、平成 19 年 3 月に転居した際、転居前の市で受け取った国民年金の納付書 2 枚を持参して転居後の区で国民年金保険料を遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、転居の際に、当初区役所で保険料を遡って納付したと説明していたが、当該区役所では保険料の収納を行っておらず納付場所の記憶が曖昧である。

また、申立人は申立期間①直前の平成16年11月分の保険料を19年1月4日に、16年12月分の保険料を19年1月31日に、申立期間①及び②に挟まれた17年2月分の保険料を19年3月29日にそれぞれ過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、申立人の平成19年給与支払報告書には「国民年金保険料等の金額 39,900円」と記載があり、当該金額は上記3か月分の保険料額と一致していること、転居した19年3月時点では申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間であること、平成19年給与支払報告書が作成された時点以降では、申立期間②は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、同年4月から3年3月までの保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から2年3月まで
② 平成2年4月から3年3月まで

私は、夫と一緒に当時居住していた市の市役所に国民年金の第3号被保険者の届出に行った際に、未納分の国民年金保険料を納付するように言われたため、後日、夫が窓口で申立期間2年分の20数万円の保険料を遡って納付した。また、申立期間②は、私が毎月保険料を納付していたので、重複納付しているはずである。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が還付されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の夫は、申立人に係る第3号被保険者の届出に行った際に、市役所の窓口で「20数万円の保険料を納付しないと届出ができない。」と言われたと説明しているが、制度上、第3号被保険者の届出は、未納期間の有無にかかわらず届出できること、申立人の夫が納付したとする市役所の窓口では、過年度保険料の収納は行っていなかったこと、申立人の夫が納付したとする金額は、申立期間①及び②の保険料額と相違していることなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成2年5月頃に払い出されており、申立期間②の保険料は、同年5月から3年3月までの期間に納期限内に納付されていることがオンライン記録で確認できるが、上記のとおり、申立人が当該期間の保険料を納付した後、申立人の夫が当該期間の保険料を遡って二重に納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期

間②の保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から59年3月まで

私は、昭和59年4月頃、A区役所で転入手続を行った際に国民年金の支払義務があると言われ、国民年金に加入した。しかし、加入の際にその場で国民年金保険料を全額支払うことができなかつたため、申立期間の保険料を数回に分けて同区役所で支払った。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、申立人が主張する昭和59年4月頃より後の61年7月から同年9月までの間に払い出されていることが推認できる。また、申立人が現在所持する年金手帳によると、同手帳の「住所」欄にA区ではなく、申立人が61年6月から62年5月までの期間に住所を定めていたB市の住所が記載されている上、「国民年金の記録(1)」欄にも申立期間に係る加入期間の記載欄に「B市」の文字が押印されていることが確認でき、申立人は、「当該年金手帳以外に手帳を所持した記憶が無い。」と述べていることなどから、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 2 月から平成 5 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月から平成 5 年 3 月まで

私の父は、私が 20 歳になった昭和 61 年*月に私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。申立期間の国民年金保険料は、最初は父が納めてくれていたが、いつ頃かは分からないが、私が金融機関で納めるようになった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、申立人が主張する昭和 61 年*月よりも後の平成 7 年 4 月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、「現在所持している年金手帳には、交付年月日が 9 年 1 月 1 日と記載されているので、もう 1 冊年金手帳があったはずである。」と述べているものの、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする父親は、「申立人の国民年金の加入手続の時に国民年金手帳をもらったかどうか、また、申立人に国民年金手帳を渡したかどうかは覚えていない。」と述べていることなどから、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和 61 年 2 月から平成元年 3 月までの期間は、申立人は、「高校を卒業した後、1 年浪人して昭和 60 年 4 月から 2 年間短大生として過ごした後、さらに 2 年間研究生として平成元年 3 月まで短大に在学していた。」と述べており、当該期間当時においては、学生の国民年金への加入は、任意加入とされていることや前述の手帳記号番号の払出しの時期などから、申立人は、当該期間においては、国民年金に任意加入していなかったと考えるのが自然である。さらに、当該期間は、オンライン記録によると、国民年金に加入していない期間として管理されている上、申立人が現在所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、被保険者となった日として「平成元年 4 月 1 日」の日付と第 1 号被保険者に該当する旨の記載があり、申立人が 5 年 7 月以

降に住所を定めていたA区の印が押されていることが確認できる。これらのことを踏まえると、申立期間のうち、昭和 61 年 2 月から平成元年 3 月までの期間は、国民年金に加入していない期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間のうち、平成元年 4 月から 5 年 2 月までの期間は、前述の手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人及びその父親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人及びその父親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から56年3月まで

私は、会社を辞めた昭和47年2月に国民年金の加入についての案内状が届いたので、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間も含め平成6年に別の会社に入るまでの約23年間、国民年金保険料を付加保険料も含めて納付し続けていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録等によると、申立人が主張する昭和47年2月ではなく、57年2月頃から同年3月頃までの間に払い出されていることが推認できる。また、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、47年2月から54年12月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を付加保険料も含めて納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金に加入した当初から、保険料を付加保険料も含めて納付していたと述べており、A市が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿及び申立人が所持している年金手帳には、前述の手帳記号番号の払出しの時点と同時期である57年3月1日に付加保険料の納付の申出が行われたことを示す記載が確認できる。さらに、申立期間直後の56年4月から57年2月までの期間に係る保険料は、前述の国民年金被保険者名簿によると、付加保険料を含まない定額保険料のみが同年4月8日にまとめて納付され、付加保険料の納付は、同年3月から開始されていることがそれぞれ確認できる。これらのことから、申立期間は、前述の手帳記号番号の払出しの時点より前においては、国民年金に加入していなかった期間であることが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。その上、付加保険料は、

制度上、申出により加入手続をした月以降の期間について、納付することができるものである。以上のことを踏まえると、申立人は、申立期間に係る保険料を付加保険料も含めて納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を付加保険料も含めて納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が国民年金に加入した当初に毎月納付していたとする保険料の金額は、申立期間当初における保険料月額と大きく相違する。

このほか、申立人が申立期間の保険料を付加保険料も含めて納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を付加保険料も含めて納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年1月まで

私は、会社に入社した昭和48年頃に勤務先の事務担当者から「2年以内の国民年金保険料は納付することができる。」と教えられたので、同事務担当者に頼んでA社会保険事務所（当時）で私の国民年金の加入手続を行ってもらい、申立期間に係る保険料を2回又は3回に分けて同社会保険事務所で納付してもらった。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、B市の国民年金手帳発行簿によると、申立人が主張する昭和48年頃ではなく、平成3年10月に払い出されていることが確認できる。また、申立人が主張する昭和48年頃に払い出されたとする年金手帳について、申立人は、「事務担当者から国民年金手帳は後から送られてくると言われたが、私も当時同居していた母も受け取った記憶は無い。」と述べていることなどから、当該手帳記号番号の払出しの時点より前において、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。さらに、申立期間は、オンライン記録によると、国民年金に加入していない期間として管理されている上、申立人が現在所持する年金手帳によると、国民年金の記号番号の下に「初めて上記被保険者になった日」として「平成3年10月1日」と記載され、「国民年金の記録(1)」欄にも同様の記載が確認できる。これらのことを踏まえると、申立期間は、国民年金に加入していない期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「私は、会社に入社した昭和48年頃に勤務先の事務担当者に頼んで、A社会保険事務所で私の国民年金の加入手続を行ってもらった。」と主張しているが、申立期間当時は、社会保険事務所（当時）においては国民年金の加入手続をすることはできないことから、申立人の加入手続の方法は、申立期間当時における加入手続の

方法と相違する。

加えて、申立人及び勤務先の事務担当者が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人及び勤務先の事務担当者が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から同年8月までの期間、9年4月から10年3月までの期間及び10年8月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月から同年8月まで
② 平成9年4月から10年3月まで
③ 平成10年8月から11年3月まで

私は、平成8年6月から就職し、収入も安定してきたので、同年の夏から国民年金保険料を納付し始めた。10年12月に、保険料を社会保険事務所（当時）で遡って納付した際に、8年11月から9年3月までの保険料は納付できたが、8年9月及び同年10月の2か月分は時効で納付できないと説明を受けたので、その時点で申立期間①は納付済みだったことになる。また、申立期間②及び③は、収入も増えたので、免除申請をしたことはなく保険料を納付していた。

申立期間①の保険料が未納で、申立期間②及び③が申請免除とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

申立期間①については、申立人は当該期間のうち2か月分は、平成8年8月に納付したと説明しているが、残り3か月分の保険料の納付回数及び保険料額に関する記憶が曖昧であり、申立人は当該期間直後の8年9月及び同年10月は時効により保険料を納付できなかった期間であると説明しているほか、当該期間後の同年11月から9年3月までの期間の保険料は、10年12月28日に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、この納付時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②及び③については、申立人は当該期間の保険料の納付回数及び保険料額に関する記憶が曖昧であり、当該期間は平成9年5月1日及び10年9月30日に免除申請を行ったこと、及びその免除承認手続後の処理日もオンライン記録で確認でき、申立人は当該期間のほか平成4年度から7年度までについて申請免除期間とされており、当該免除記録に不自然さは見られないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年7月から16年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月から16年2月まで

私は、専門学校卒業直後の平成10年4月に国民年金に加入した時、収入が少なかったため、国民年金保険料の免除申請手続きを行い、以後、毎年欠かさず免除申請手続きを行った。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、申立期間に係る免除申請を行った時期に関する記憶が曖昧である。

また、保険料の申請免除期間は、平成14年度からは従来の4月から翌年3月までの年度単位であったものが7月から翌年6月に変更され、申立人の申立期間直前の平成14年4月から15年6月までの期間は経過措置として15か月分が免除期間として記録されており、申立人が15年7月からの保険料を免除申請した場合は、同年同月から16年6月までの期間が免除承認期間となり、この期間が全額免除承認期間である場合には当該期間中に保険料の口座振替は開始されず、承認期間後の同年7月から保険料の口座振替が開始されることとなるが、申立人は申立期間直後の同年3月から保険料を口座振替しており、当該口座振替に関しては口座振替開始通知書が同年同月29日に発行されていることがオンライン記録で確認でき、口座振替が実施された時点では当該期間は、申請免除期間ではなかったと考えられるほか、申立人は、口座振替による保険料の納付のために申立期間の免除承認期間の取消しを申し出た記憶は無いと説明しているなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月から9年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月から9年9月まで

私は、平成7年7月に厚生年金保険適用事業所を退職し、しばらく経過した後に国民年金に加入したが、その時は国民年金保険料を納付していなかった。婚姻する直前の平成8年10月頃、入居を予定していた公営住宅の入居条件に保険料の完納という項目があったので、その時点までの国民年金保険料約30万円を遡って一括で納付した。その後の保険料は定期的に納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続の時期、一括で納付したとする保険料の納付場所に関する記憶が曖昧であり、申立人はその後の保険料を定期的に納付したと説明しているが、保険料の納付時期、場所、納付方法及び納付額に関する記憶が定かでない。

また、申立人は平成8年10月に、入居を予定していた公営住宅の入居条件に保険料の完納という項目があったため、その時点までの保険料を一括して納付したと説明しているが、申立人がその際に一括して納付したと説明する保険料額は当該時点までの保険料を一括して納付した場合の金額と大きく相違しており、申立人が説明する公営住宅及び当該公営住宅の管理会社は、保険料の納付が住宅の入居条件であったことはないと説明している。

さらに、申立人の基礎年金番号は、申立期間直後の平成9年10月20日に付番されていることがオンライン記録で確認できるが、当該付番時点までに国民年金に加入していた記録は確認できず、申立人が一括して保険料を納付したと説明する8年10月時点では申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間

であるほか、申立人は一括して保険料を納付した後は保険料を定期的に納付していたと説明しているが、当該付番は、申立期間後に付番されているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 21771 (事案 2725、6475 及び 10886 の再々々申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月25日から36年1月31日まで
脱退手当金の支給記録を取り消してほしいと第三者委員会に過去3回申し立てたが、平成21年7月15日、平成22年2月3日及び同年7月28日付けで通知が届き、申立ては認められなかった。脱退手当金を受給するようなことは断じて無く、審議結果に納得できないので申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間に係る事業所は、申立期間当時、脱退手当金の代理請求を行っていたと説明している上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年1月31日の前後2年以内に資格喪失した者5名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、4名について脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているとともに、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、ii) 申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和36年4月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、iii) 申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年7月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は上記審議結果に納得できないとし、過去2回当委員会に申し立てているが、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、当委

員会の決定に基づき、既に平成22年2月3日及び同年7月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われており、今回の申立てにおいても、当委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年12月1日から32年3月1日まで
年金記録についての通知を見て、申立期間についても脱退手当金の支給記録があることを知った。

申立期間の後に勤務したA社の被保険者期間については、脱退手当金を受給したが、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶は無いので、当該脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に勤務したB社の退職後に申立期間に係る脱退手当金が支給されている記録が有るところ、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の保険給付欄において、当該オンライン記録と一致する脱退手当金の支給対象期間、支給金額及び支給年月日が記録されている上、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、その支給に係る事務処理に不自然さはない。

また、申立人に対しては、申立期間の後に勤務したA社に係る厚生年金保険被保険者期間についても脱退手当金の支給記録が有り、当該脱退手当金については、申立人は、請求手続を行い、これを受給したことを認めている。そこで、申立人が主張するように申立期間に係る脱退手当金を受給していないとすれば、A社退職後における脱退手当金の請求において、申立期間であるB社の被保険者期間が3年もあることなどから、申立期間の請求も行われ、A社退職後の支給記録において、申立期間も含めて脱退手当金が支給されているはずであるが、当該支給記録においては、申立期間については支給されていない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から 35 年 9 月 1 日まで
② 昭和 36 年 8 月 21 日から同年 9 月 15 日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届き、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知ったが、退職時には脱退手当金のことは知らず、請求手続や受給をした覚えも無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。もし、自分で請求したのであれば、転勤で異動した同じ銀行の別支店も含めて請求したと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間②に勤務したA社（現在は、B社）を退職後の昭和 37 年 1 月 26 日に申立期間①及び②に係る脱退手当金が支給されている記録があるところ、同社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である 36 年 9 月 15 日から約 4 か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

また、当該脱退手当金は、申立期間①の 41 か月間及び申立期間②の 1 か月弱の期間を支給対象期間として支給決定されているが、申立人が申立期間②に勤務したB社は、脱退手当金の請求手続を代理して行うことはなかったと供述している上、申立人の同社における勤務期間は、約 3 週間にすぎず、申立人でなければ厚生年金保険被保険者であったことを知り得ないものと考えられることから、第三者が当該脱退手当金の請求を行ったとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月1日から35年12月1日まで
年金の請求手続をしたときに、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知り、問合せをしたら、A法人が退職金という形で支払ったという回答をもらった。納得ができないところ、今回、日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届き、脱退手当金を受給した覚えは無いので、申し立てることにした。脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA法人に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年12月1日の前後の各2年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する11名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、8名に支給記録が確認でき、8名共に厚生年金保険被保険者資格喪失日から5か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、同法人では脱退手当金の代理請求をしていたと考えられ、申立人の脱退手当金の請求についても、同法人が代理請求をした可能性が高い。

また、上記A法人に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、申立期間に係る脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、当該脱退手当金については、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和35年12月28日に支給決定されているなど、その支給に係る事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほか、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月30日から34年5月31日まで
平成7年頃に、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知り、受給した記憶が無かったが、仕方ないと思い諦めていた。今回、周りの人から第三者委員会に記録を確認してもらった方が良いと言われたので、申し立てることにした。その支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社（現在は、B社）は、「申立期間当時、会社を退職する者に対しては、脱退手当金に関する説明を行い、再就職をする予定の無い者には、脱退手当金を請求するよう指導をし、会社が代理して請求手続を行っていた。」としている上、同社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年5月31日の前後の各2年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する38名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、38名全員について支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から5か月以内に支給決定がなされているとともに、申立人と同一日に資格喪失し、同一日に支給決定されている者が4名いることなどから、同社では脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求したものと認められる。

また、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立期間に係る脱退手当金が支給決定されたとする昭和34年9月9日に近接する同年7月13日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いという

ほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月1日から41年9月16日まで
年金受給の手続をしたときに、年金記録を確認したところ、申立期間の前に勤務したA社の被保険者期間及びB社に勤務した申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。

A社を退職したときには、脱退手当金を受給したが、B社を退職したときには、脱退手当金の請求をしようと同社に手続を依頼したところ、期間が不足しているから手続できないと言われた記憶が有り、受給した記憶は無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録上、申立期間に勤務したB社及び申立期間の前に勤務したA社の厚生年金保険被保険者期間を対象として昭和42年1月27日に脱退手当金が支給決定されているが、申立人は、A社の被保険者期間に係る脱退手当金については、A社を退職後に受給したが、申立期間であるB社の被保険者期間については、脱退手当金を受給しようと思えばB社に手続を依頼したが、被保険者期間が不足しているとの理由から手続をしてもらえず受給していないと主張している。

しかし、日本年金機構の記録では、申立人が主張しているA社の退職後には脱退手当金の支給記録は確認できず、申立人に係る脱退手当金の支給記録は、上記申立期間後の昭和42年1月27日に支給決定がされた記録のみであり、また、当該脱退手当金の支給は、申立人が受給を認めているA社の被保険者期間と申立期間とを合わせた2期間を対象として決定されている上、B社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているにもかかわらず、申立人が受給を認めているA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、「脱」表示が記されていないことなどから判断すると、申立人は、B社を退職後に、A社の被保険者期間を合わせて、脱退手当金を受給したと考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月1日から37年3月1日まで
日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届き、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。
しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給したことも無いので、その支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立期間に係る脱退手当金が支給決定されたとする昭和38年7月26日に近接した同年4月28日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前に勤務したB社の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の被保険者期間とは、別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていることが確認できる上、申立人自身も、「同社では、厚生年金保険に加入している意識は無かった。」と供述しており、また、同社の被保険者期間が3か月に過ぎないことなどから、当該未請求の期間があることに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月14日から34年8月1日まで
年金受給の手続をしたときに、脱退手当金の支給記録が有ると言われたが、自分で脱退手当金の請求手続をした覚えは無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

また、年金記録上の名前は架空の名前で、戸籍と異なっており、戸籍謄本を取らずに、誰に支給されたのか手続を知りたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立期間に係る脱退手当金が支給決定されたとする昭和35年5月2日に近接した同年4月6日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

また、申立人が脱退手当金を支給決定されたとする昭和35年当時は、厚生年金保険については、他年金との期間通算制度が無く、被保険者期間が20年以上無ければ厚生年金は受給できなかったところ、申立人は、当時、厚生年金保険被保険者期間が20年に満たず、申立人自身も「A社を退職後、再就職をするつもりは無かった。」と供述していることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

なお、申立人は、年金記録上の名前は架空の名前で「B」となっており、戸籍の名前と異なっていることから、戸籍謄本を取らずに、誰に支給されたのか手続を知りたいと主張しているが、自らA社に入社した当初から退職するまでの期間についてずっと「B」と名乗っていたと説明しており、また、このため同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄における名前は、「B」となっており、訂正も行われてい

ないことから、当該脱退手当金の請求については、「B」という名前で手続が行われたと考えられ、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月から 34 年 1 月 1 日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の昭和 34 年 1 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したB社と申立てのA社の代表者は同一であり、また、両社は同一の所在地にあったとしていることから、B社に勤務した元従業員に照会したところ、複数の元従業員が、申立人はA社で勤務していたとしていることから判断すると、時期は特定できないが、申立人は、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人を記憶する上記B社の元従業員は、「A社はB社の代表者が設立した会社である。申立期間当時、A社で勤務していた者は、B社の代表者及び申立人を含め4人だったと思う。また、申立人はB社では勤務していなかった。」旨供述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人が記憶している元代表者及び同僚一人についても、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録は無く、申立人と同様、B社の厚生年金保険の新規適用日である昭和 34 年 1 月 1 日に、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

このことから、A社及びB社の元代表者は、B社の厚生年金保険の適用を契機に、A社の従業員をB社において厚生年金保険に加入させたと考えられる。

なお、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、A社及びB社の元代表者の所在を特定することができず、また、申立人が記憶し、被保険者記録が確認できる上記同僚は既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いに

ついて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者として労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 21 年 6 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社)、C 社 (現在は、D 社)、E 社 (昭和 19 年 1 月 1 日前は、F 社。現在は、D 社) 及び G 社 (現在は、B 社) に勤務していた申立期間の加入記録が無い。申立期間当時、労働者年金保険及び厚生年金保険に加入し保険料が給与から控除されていたはずなので、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された勤務証明書及び申立人が提出した E 社名が印字された職員名簿によると、申立人は、昭和 11 年 11 月 16 日から 13 年 10 月 24 日までは H 社、同年 10 月 25 日から 16 年 11 月 30 日までは C 社、同年 12 月 1 日から 18 年 1 月 31 日までは H 社 (職員名簿では、16 年 12 月 26 日に H 社は G 社に合併とある。)、18 年 2 月 1 日から 19 年 2 月 29 日までは E 社、同年 3 月 1 日から 21 年 5 月 31 日までは G 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申し立てた事業所のうち、C 社に勤務していた期間については、労働者年金保険法が施行された昭和 17 年 1 月 1 日及び同法の施行準備期間である同年 1 月 1 日から同年 5 月 31 日までの期間より前の期間であることから、労働者年金保険の被保険者とはならない。

また、オンライン記録、適用事業所検索システム、E 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿並びに G 社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、H 社 (A 社を含む。) については、労働者年金保険の適用事業所としての記録は確認できず、E 社については、申立期間においては労働者年金保険又は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、申立人は、昭和 21 年 8

月1日付けで厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。G社については、19年10月1日から厚生年金保険の適用事業所となっているが、申立人の被保険者記録は確認できない。

さらに、昭和17年6月1日から19年9月30日までの期間については、労働者年金保険が施行されていたが、同法の適用対象は、工業・鉱業等の事業所に勤務する男子筋肉労働者のみとされていたところ、上記職員名簿によると、申立人は、I県立J学校応用化学科本科を卒業後、同校で助手を約9年経験し、11年11月16日のH社採用後は研究部に配属されたことが確認でき、申立人の子は、「申立人の業務は工場での研究職や鉱山開発等であった。」旨回答していることから判断すると、申立人は労働者年金保険の適用対象者ではなかったと考えられる。

加えて、上記職員名簿及び申立人が提出したG社に係る索引簿によると、申立人は、昭和16年12月26日から海外に勤務し、21年5月22日に日本に引き揚げた記載が確認できるところ、19年7月4日付け厚生省保険局長通知「外地ニ勤務スル者ノ取扱ニ関スル件」によると、外地所在の事業所に使用される者については厚生年金保険法の適用は無いが、一時的に国外の事業所に勤務する場合で国内の事業所との間に引き続き使用関係が存続し、当該事業所で報酬を支払っている場合は被保険者として取り扱うことに支障は無い旨記載されている。国外勤務者の厚生年金保険の取扱いについてB社及びD社に照会したところ、B社は、「国外勤務者は、日本に帰ってきてから厚生年金保険に加入させていた。」旨回答し、D社は、「当時の資料は保管されておらず、申立人を含む海外勤務者の厚生年金保険の取扱いについては不明である。」旨回答している。なお、申立人は、21年5月22日に日本に引き揚げた後、同年8月1日よりE社において初めて厚生年金保険に加入しているが、上記索引簿、オンライン記録及びG社K工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から被保険者記録が確認できた従業員においても、22年に日本に引き揚げた後、同年中にG社K工場で初めて厚生年金保険に加入したことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料及び厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月21日から43年4月14日まで
A社B工場に勤務した後、同社本社に異動したときに、標準報酬月額が8,000円低くなっている。同社本社に勤務していた期間の標準報酬月額について、オンライン記録より8,000円高いはずなので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B工場から同社本社に異動したときに、標準報酬月額が3万円から2万2,000円に下がっており、同社本社に勤務していた申立期間の報酬月額は、オンライン記録より8,000円高いはずであると申し立てている。

しかし、A社の化学部門を継承したC社D課の担当者は、「A社を合併した昭和50年以前の退職者について、人事記録と社会保険関係の資料を保管していないため、申立人の保険料控除については不明である。」と供述していることから、申立人の保険料控除及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人と同様に、昭和35年4月1日にA社B工場で厚生年金保険の資格を取得した後、同社本社に異動した2名の従業員のうち、1名の従業員は、「私はA社B工場のD課で勤務した後、昭和39年11月に同社本社のE部に異動になった。申立期間当時、入社してから係長又は主任になるまでの7年間は、事務職及び技術職の待遇、昇進及び給与に大きな違いは無い。申立人の仕事は技術職であり、当該工場で残業が増えて給与が高くなった後、同社本社への異動で残業が少なくなったため、残業分の給与が下がったと考えられる。」旨供述しており、他の1名の従業員は、「申立期間当時は、定期昇給をしていた時代であり、残業の増減で標準報酬月額の変動があった。」旨供述している。

さらに、A社B工場D課の給与担当者は、「A社本社と地方工場の給与体系は労使の取決めにより決まっていたため、申立期間当時の大卒の基本給はほとんど同じであった

が、残業の違いによって給与額に大きな差があった。申立人は、同社B工場で残業が多く発生し、同社本社に異動になり残業が少なくなったと考えられる。」旨供述している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年3月から同年12月まで
② 昭和50年2月から51年10月まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②について、タクシーの運転手として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る事業所別被保険者名簿により確認できる複数の従業員の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人は、同社に勤務していた可能性はある。

しかし、A社の事務担当者は、「当該期間当時の資料が無く、当該期間当時の社会保険事務担当者も不明であり、申立人の在職及び保険料控除は不明である。」旨回答していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社の従業員が記憶している申立期間①当時の経理担当者であった従業員は、所在不明のため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間①における申立人の雇用保険の記録は確認することができない。

加えて、A社が加入するC厚生年金基金は、「当基金に申立人の加入記録は無い。」と回答している。

2 申立期間②について、B社から提出された申立人に係る乗務員台帳等によると、申立人は申立期間②より後の昭和54年1月7日から55年1月20日まで、同社でタクシー乗務員として勤務していたことが確認できるが、申立期間②当時の勤務を確認することはできない。

また、B社の現在の事務担当者は、「昭和40年代及び50年代の資料が無いから、申立人の厚生年金保険料控除については不明である。」と供述していることから、申立人の保険料控除及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、B社に係るオンライン記録から、申立期間②に被保険者記録が確認できる9名に照会を行ったところ、1名から回答があったが、申立人に係る記憶が無いから、申立人の当該期間当時の勤務状況を確認することができない。

一方、オンライン記録によると、申立人は上記乗務員台帳で申立人の勤務が確認できた期間のうち、昭和54年6月21日から同年7月22日までB社とは異なる事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、B社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は上記乗務員台帳により勤務が確認できた期間に同社の被保険者となった記録を確認することができない。

さらに、申立期間②当時及び上記乗務員台帳により申立人の勤務が確認できた期間におけるB社の社会保険事務担当者は、「当該期間当時の社会保険事務の取扱いについては、記憶が無く不明である。」旨回答しているため、申立人の保険料控除及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 6 月 4 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。一部期間の給料支払明細書及び家計簿を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社に係る昭和 36 年 4 月分の給料支払明細書及び同年 4 月分から記載されている家計簿並びに同社の複数の従業員の供述により、入社日は特定できないが、申立人は申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記給料支払明細書及び家計簿によると、昭和 36 年 4 月分から 37 年 4 月分までについて、厚生年金保険料控除額が記載されていないことから、給与から控除されていないことが推認できる。

また、上記家計簿では、昭和 37 年 5 月分から厚生年金保険料及び健康保険料（以下「保険料」という。）の控除額が記載されているが、同年 5 月分については、差引支給額に含まれていないことが確認できることから、同年 5 月の保険料が給与から控除されていたと推認することができない。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び経理担当者は死亡しているため供述を得ることができないが、申立期間に同社に勤務していた複数の従業員は、「A社には正社員以外の従業員がいた。」と回答していることから、従業員により厚生年金保険加入の取扱いが異なっていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) C 支社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっている。当時は給料が下がった記憶は無いので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得し、かつ申立期間の標準報酬月額が 15 万円未満である 15 人の元従業員に照会したところ、7 人から回答があったが、7 人とも給与明細書を所持しておらず、A 社における報酬月額及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、上記回答者 7 人のうち、自らの職種を申立人と同じ管理人と回答した元従業員 5 人の申立期間における標準報酬月額は、申立人とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり、低額であるという事情は見当たらない。

さらに、当時の A 社の経営状態について、複数の元従業員は「良好。」と回答しており、事業所が意図的に低い報酬月額を届け出るような取扱いは無かったと考えられる。

加えて、B 社の担当者は、「申立期間当時の保険料控除を確認できる資料を保管していない。」旨供述していることから、申立人の主張する報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年2月21日から同年7月1日まで
② 昭和27年8月1日から28年7月1日まで
③ 昭和28年7月1日から29年8月1日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①、B社に勤務した期間のうちの申立期間②及びC社（現在は、D社）に勤務した期間のうちの申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間に勤務していたのは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は当該期間にA社に勤務していたとしているが、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先は不明であるため、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社の元従業員に照会したところ、回答のあった複数の元従業員は申立人を記憶していたが、勤務期間までは記憶しておらず、そのうちの一人は、「申立人はA社には1年もいなかったと思う。」と証言していることから、これらの者から申立人の同社における勤務実態について確認することができない。

さらに、申立期間①のうち、昭和27年4月1日から同年7月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人はB社において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

2 申立期間②について、申立人は当該期間にB社に勤務していたとしているが、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先は不明であるため、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、B社の元従業員に照会したところ、回答のあった複数の元従業員は申立人を記憶していたが、申立人の勤務期間までは記憶していないため、これらの者から申立人の同社における勤務実態について確認することができない。

- 3 申立期間③について、D社から提出された人事資料及び同僚の証言により、申立人が当該期間にC社に勤務していたことは確認できる。

しかし、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和29年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③は適用事業所ではないことが確認できる。

また、C社の元従業員に照会したところ、複数の者が、同社が適用事業所になる前は給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと回答している。

- 4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 1 日から 55 年 10 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前の標準報酬月額より低くなっている。毎年活動実績に応じて翌年の報酬が決定される対価契約で勤務しており、報酬が上がる場合に限り同社と契約を更新していたので、標準報酬月額が下がることは絶対あり得ない。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が下がることはない旨を主張しているところ、B社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、申立人の昭和 54 年 5 月、同年 6 月及び同年 7 月の報酬月額は、それぞれ 22 万 9,500 円、23 万円、22 万 8,500 円、3か月の平均額は 22 万 9,333 円と記載されており、この平均額に基づく標準報酬月額は 22 万円であることが確認でき、A社に係る事業所別被保険者名簿における申立人の標準報酬月額の記録と一致している。

また、B社は、「資料は無いが、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除したと思う。」と回答している。

さらに、上記被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額は、遡って訂正されるなど不自然な点は見当たらず、申立人自身も給与明細書等の資料を保有していないことから、申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年12月1日から26年10月1日まで
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和25年12月1日に正社員として同社に入社したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された人事マスターにより、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、B社は、「資料を保存していないため、申立期間当時の厚生年金保険の加入取扱いが不明である。」と回答している。

また、申立期間当時のA社の総務担当者5人のうち4人は、死亡又は連絡先不明であり、残りの一人に照会したが回答が無いため、申立期間当時の厚生年金保険の加入取扱いについて確認できない。

一方、申立期間の前後にA社に勤務していた従業員33人に照会したところ、19人から回答があり、そのうち15人は入社して1か月ないし15か月経過後に厚生年金保険に加入したと回答している上、雇用保険の加入記録が確認できた同社の元従業員14人は、雇用保険に加入して2か月ないし15か月経過後に厚生年金保険に加入していることが確認できることから、同社では従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 21813 (事案 12817 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月から 57 年 9 月まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたが、A社については、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いなどの理由で記録を訂正できないと通知を受けた。当時の経営者は、複数の事業を分散していたので、勤務した事業所名は、A社又はB社、C社又はD社及びE社又はF社であるかもしれないので、再度調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、期間は特定できないが、申立人は、G国民健康保険組合に加入していたいずれかの事業所に勤務していたことはいずれかのものが、A社については、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、また、同社代表取締役及び申立人が記憶していた同社の当時の総務担当者は、いずれも連絡先が不明であるため供述が得られず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 11 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな情報として、申立期間に勤務した事業所の事業主は複数の事業を経営しており、申立てに係る事業所のいずれが経営母体であったかは分からないので当該事業所も調査してほしいとして再申立てを行っている。

そこで、H県に複数ある飲食業同業組合に照会したところ、I同業組合から、申立人が主張する事業主が経営者となっている「屋号J」及び「屋号K」が登録されているが、事業主個人名で登録されており、法人名は分からない旨回答があった。また、同組合から提供された飲食店許可番号から、L区保健所に法人名を照会したが、「屋号J」は確認できず、「屋号K」は同一所在地に「屋号M」として事業主個人名で登

録されており、法人名は確認できない旨回答があった。

さらに、オンライン記録及び適用事業所検索システムにより、申立てに係る事業所及び類似の名称での確認を行ったものの、申立人が主張する者が事業主である適用事業所は、「N社」（昭和56年4月7日設立。平成9年12月1日新規適用）のみである上、申立てに係る事業所の所在地を管轄する法務局において、同社のほかに商業登記の記録が確認できる事業所は見当たらない。

加えて、申立人が姓のみを記憶している経理担当者を含む同僚4人について、国民健康保険組合に組合員照会をしたところ、該当者を確認できない旨回答があり、これらの者に申立人の勤務状況等について確認をすることができない。

なお、申立人は前回の申立てから一貫して、健康保険と厚生年金保険は同時に加入するものであると主張している。しかし、本件のように国民健康保険組合に加入する事業所に採用された被保険者が厚生年金保険に加入する際には、国民健康保険組合から政府管掌健康保険の適用除外承認申請を社会保険事務所（当時）に提出した上で、社会保険事務所において厚生年金保険にのみ加入することとなるが、政府管掌健康保険の適用事業所のように健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届のみを社会保険事務所に届出することにより、健康保険と厚生年金保険に同時に加入するものとは扱いが異なるものである。

一方、申立人は、昭和61年8月16日に厚生年金保険の被保険者期間が20年に満たない者が被保険者期間20年を満たすために加入する制度である厚生年金保険第四種被保険者の資格取得申出書を当時の住所地を管轄する社会保険事務所に提出しているが、当該申出書の申立期間の申立人自筆の職歴欄には申立てに係る事業所及び類似事業所名の記載は確認できず、社会保険事務所は35年5月1日から44年8月30日までの111か月（O社）と58年4月9日から61年2月20日までの34か月（P社）を合わせた145か月が申立人の厚生年金保険被保険者期間であるとして申出を受理している。

さらに、厚生年金保険第四種被保険者資格取得申出書を社会保険事務所が受理した場合には、申出者に第四種被保険者資格取得申出処分通知書を送付することになっているところ、申立人は当該通知を確認していないと主張しているものの、昭和61年4月から、次の事業所で厚生年金保険の資格を取得する62年12月まで第四種被保険者として、厚生年金保険に加入していることがオンライン記録から確認できることから、当該期間に厚生年金保険料を納付していたことが考えられ、申立人は、当時の被保険者期間は現在のオンライン記録と同じ期間であることを認識していたことがうかがわれる。

以上のことから、申立人からの新たな情報については、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。